

2024年2月20日

吸収分割にかかる事後開示書面

会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める
開示事項

東京都渋谷区神南一丁目18番2号
MRT 株式会社
代表取締役 小川 智也

東京都渋谷区神南一丁目18番2号
株式会社日本メディカルキャリア
代表取締役 落合 宏明

MRT 株式会社(以下、「MRT」又は「吸収分割承継会社」という。)及び株式会社日本メディカルキャリア(以下、「メディカルキャリア」又は「分割会社」という。)は、メディカルキャリアを吸収分割会社、MRT を吸収分割承継会社とし、2024年2月20日を効力発生日として、メディカルキャリアの医療従事者の人材紹介事業に関する権利義務を MRT に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行いました。

記

- 本件吸収分割が効力を生じた日
2024年2月20日
- 分割会社における各手続の経過
 - 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第794条の2の規定に基づいて本件分割をやめることを請求した分割会社の株主はありませんでした。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第785条第3項の規定に基づき、株主に対して通知を行いました。が、会社法第785条第1項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社においては会社法第 787 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に定める新株予約権は存在しないため、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本件分割において、分割会社の債権者には、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年1月17日付で、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の2の規定に基づいて、本件分割をやめることを請求した吸収分割承継会社の株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社において、会社法 797 条に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年1月17日付で、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、2024年2月20日をもって、吸収分割契約書に従い吸収分割会社より医療従事者の人材紹介事業に関する権利義務を承継いたしました。

吸収分割承継会社が分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 165,061 千円(概算額)、25,336 千円(概算額)であります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 2024年2月20日

6. 前1.乃至5.のほか、吸収分割に関する重要な事項該当事項はありません。

以上